資料１－２

障害者就業・生活支援センター

千葉障害者キャリアセンターの取り組みについて

障害者就業・生活支援センター
千葉障害者キャリアセンター
藤尾　健二

キャリアセンター登録者の状況

平成30年3月末現在

登録者　1,017名 （ 身体66　知的684　精神267 ）

〇うち就職者　795名（ 知587 精165 身43 ）

〇うち求職者　204名（ 知86　精97　身21 ）

〇その他　　18名

新規登録者（H29）139名

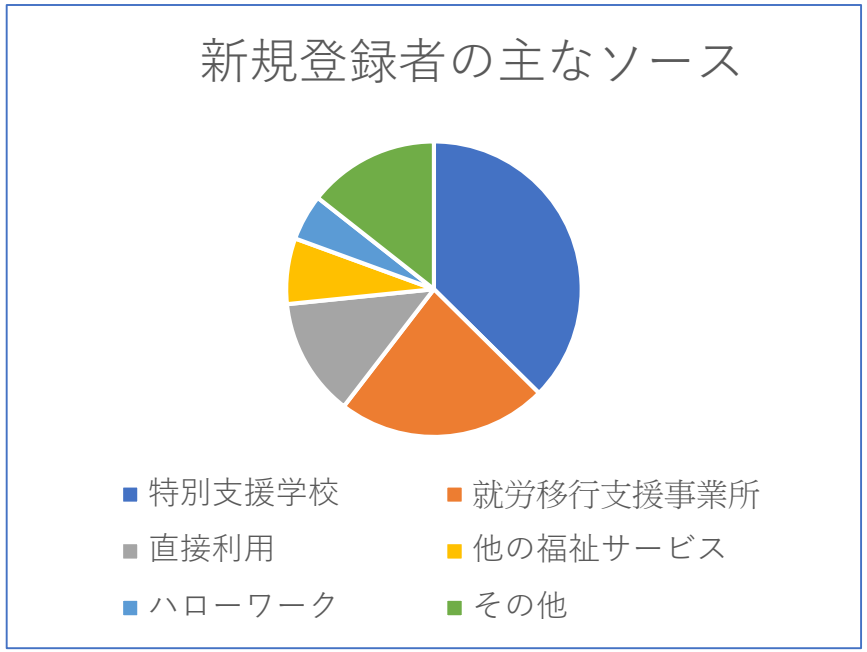

千葉市圏域について

圏域　　：一市一圏域（千葉市）

人口　　：約97.6万人（H30.5月）

手帳所持者数：41,037人　（H29.3月）

身　体　27,701人
知　的　6,268人
精　神　7,068人

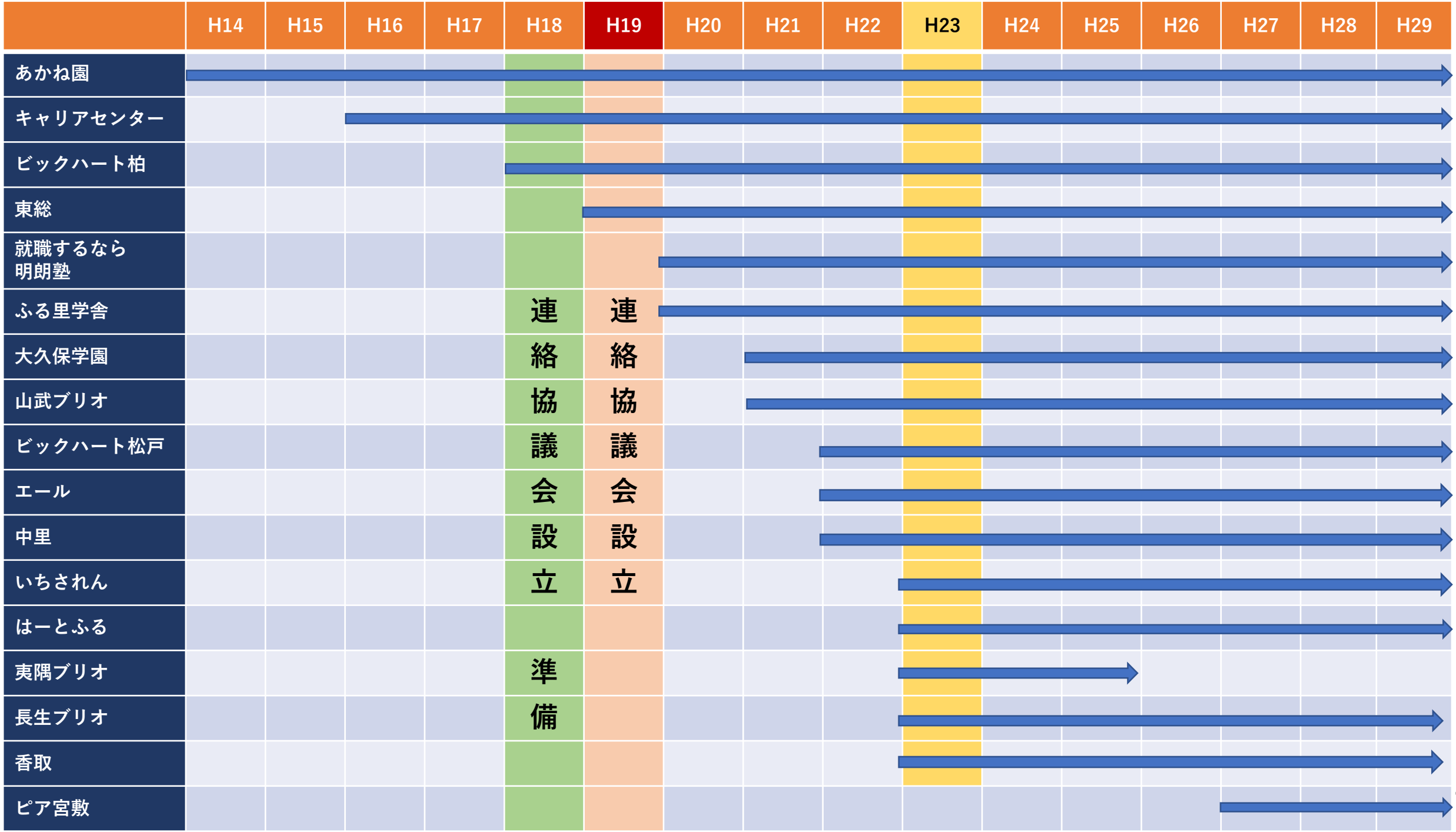
H14
H15
H16
H17
H18
H19
H20
H21
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
あかね園
キャリアセンター
ビックハート柏
東総
就職するなら
明朗塾
ふる里学舎
大久保学園
山武ブリオ
ビックハート松戸
エール
中里
いちされん
はーとふる
夷隅ブリオ
長生ブリオ
香取
ピア宮敷
連
絡
協
議
会
設
立
準
備
連
絡
協
議
会
設
立

千葉県内の障害者就業・生活支援センター設置状況(平成２９年度)

障害者就業・生活支援センターはーとふる

障害者就業・生活支援センタービック・ハート松戸・柏

大久保学園障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターいちされん

障害者就業・生活支援センターあかね園

障害者就業・生活支援センター千葉障害者ｷｬﾘｱｾﾝﾀｰ

障害者就業・生活支援センターふる里学舎地域生活支援センター

障害者就業・生活支援センターエール

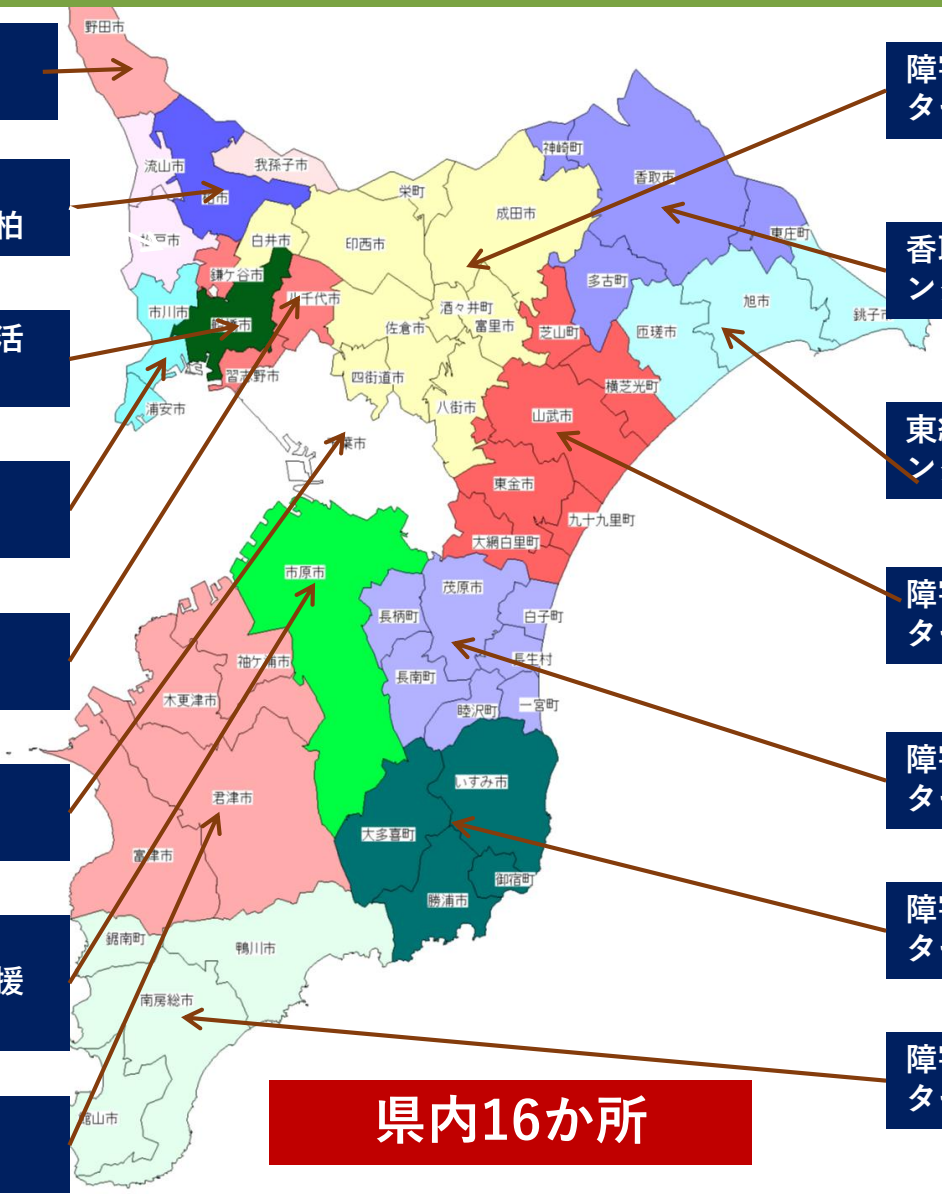

障害者就業・生活支援センター就職するなら明朗塾

香取障害者就業・生活支援センター

東総障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センター山武ブリオ

障害者就業・生活支援センター長生ブリオ

障害者就業・生活支援センタービピア宮敷

障害者就業・生活支援センター中里

県内16か所

関係機関との連携について（千葉県版）

地域意見交換会（地域ネットワークの確立）

- 16圏域すべてにおいて「地域意見交換会を開催」

千葉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会

- 千葉県内16センターにより協議会を組織し、情報共有、他機関との連携に努めている

ハローワークと連携した雇用支援

- 千葉県単独事業として16センターに「企業支援員」を配置

千葉市圏域地域意見交換会

千葉市では年6回開催

- ハローワーク、千葉障害者職業センター、企業（特例子会社等）
- 就労移行支援事業所（千葉市は30か所以上）、就労継続支援事業A型、就労継続支援事業B型
- 相談支援事業所、医療機関（クリニック）、発達障害者支援センター（千葉県、千葉市）、高次脳機能障害支援センター
- 特別支援学校進路指導、特別支援コーディネーター、障害者高等技術専門校進路担当　等　　約70名が参加

研修、情報共有、意見交換の場

- 多数雇用を検討している企業のプレゼン、新規に事業をスタートする事業所のプレゼン
- 就労定着支援事業についての意見交換（情報共有）、移行新事業所との連携の在り方についての意見交換
- 障害者差別解消法についての研修・意見交換、生活困窮者支援との連携状況について、難病の方の就労支援について
- 県内（市内）の求人情報の共有　　等

常に実働可能なネットワークの構築及び維持・管理

千葉県内に設置されている
障害者就業・生活支援センターと連絡協議会

平成１９年　４か所目のセンター設置を契機に、
各センター間の連携を強化することにより、
「千葉県の障害者就業の促進に最大限の貢献を
すること」を目的として千葉県障害者就業・生
活支援センター連絡協議会を立ち上げる

↓

平成２３年１０月全県（１６か所）のセンター設置が完了

連絡協議会発足の主旨

１．これから就業・生活支援センターが増えていくこと、障害者自立支援法による新体系への移行が進むこと等による就業支援の強化等に鑑み、積極的に各センターが情報交換を行う必要があること。

２．労働局、県産業人材課、県障害福祉課等、各行政機関との連携において、中心的役割を担う窓口的な組織が必要であること。

３．県内各地域において、取り組みの状況がバラバラなところもある為、情報収集及び情報発信において、中心となる組織が必要であること。

連絡協議会活動について

組織図

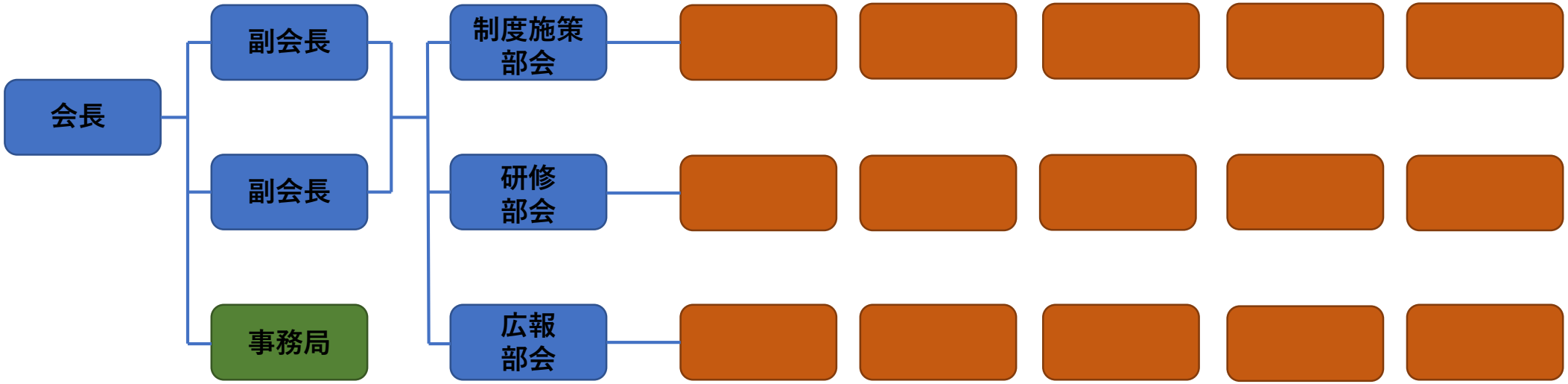

主たる活動

総会	年1回	
幹事会	年6回（隔月）	会長・副会長・部会長・事務局
定例会	年6回（隔月）	全センター
部会	随時開催	部会長・部会担当センター
連絡調整会議	年2回	千葉県内16センターおよび関係機関

連絡調整会議参加機関

千葉県健康福祉部障害福祉事業課	千葉労働局 職業安定部 職業対策課
千葉県商工労働部産業人材課	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　千葉支部
千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 千葉障害者職業センター
千葉県総務部総務課	千葉県特例子会社連絡会
千葉県精神保健福祉センター	千葉県就労継続支援事業A型連絡会
千葉県障害者高等技術専門校	千葉県相談支援事業所連絡協議会
千葉県発達障害者支援センターCAS	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会

企業支援員とハローワークの連携

企業支援員

- 千葉県単独事業ー千葉県内16か所のナカポツ受託法人に配置
- 障害者雇用経験者等、企業経験者が従事

ハローワーク・ナカポツセンターとの連携

- 雇用指導官の達成指導とリンクして活動
- 企業から直接雇用相談等に対応
- ナカポツセンターの就業支援担当と連携（事業所訪問、人材確保等）
- 地域意見交換会等ネットワークに水平発信
- 企業支援員の研修に各ハローワーク雇用指導官がオブザーバー参加（年2回実施）

障害者雇用のこれから

物理的に支援は減少する

- 働く障害者は増加、支援機関・配置人員は横ばい→一人あたりの支援は減少
- 就労定着支援事業についてはいまだに不透明

平成３０年 精神障害者が雇用義務化に

- 雇用義務化に伴い法定雇用率が2.3%に（3年間は2.2%）
- 精神障害者の就職者が急増

雇用機会の多様化

- 雇用企業、対象となる障害者の多様化により、雇用機会も多様化

障害者就業・生活支援センターの役割

障害者虐待防止法・障害者差別解消法を受けて

- 就労支援機関は最も障害者本人に自立を促す機関であるがゆえに、支援において企業側に立ちすぎる傾向が・・・
- 「企業が配慮すべき点」についてしっかりと提案することが重要。

お願いする役割から頼られる存在に

- 障害者雇用はあくまでも企業と障害者の雇用契約に基づいて進められる。支援者は障害者の就業を支援する立場であり、企業の雇用をサポートする立場である。「お願いする」立場を返上し、サポートする立場に徹する取り組みが必要！

採用時は唯一の選考

- 適切な選考をサポートする支援の必要性
- 企業の障害者雇用においても「自立」をイメージして支援を！

連携の必要性

- 企業側、支援側双方の視点からの支援
  →相互理解の重要性
  ☆これまでは企業側が圧倒的に優位な関係？
  例）「学校と福祉の常識は社会の非常識」

- 今後更に支援が必要な方が対象となるなかで必要な支援の模索
- 障害者差別解消法における合理的配慮事項の検証
- 1センターではなく、協議会を対象とした連携のメリット

それぞれの視点から

全体が見えるナカポツからの発信

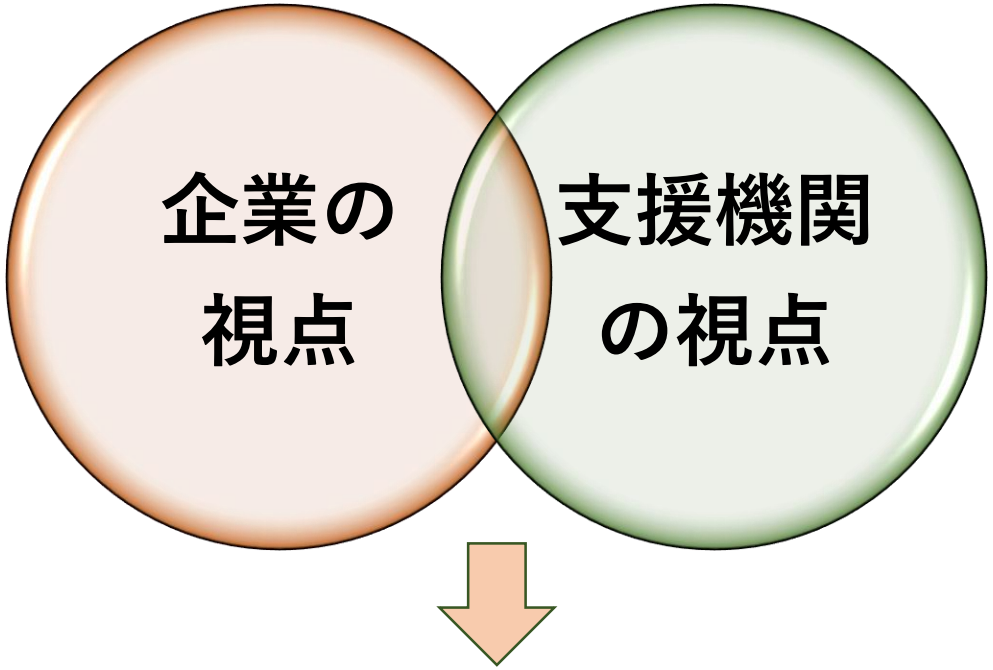

**全国的な展開により
縦割りではない制度・施策
による雇用・就業支援の
さらなる充実を！**

今後のあるべき姿、必要な制度の模索・提言